

Title	〔商法 三三〇〕 保険代理店との通謀により被保険自動車の用途を偽ってなされた保険契約と、その後の実質的な用途変更の通知の懈怠
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.3 (1993. 3) ,p.123- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930328-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

保険代理店との通謀により被保険自動車の用途を偽って
〔商法 三三〇〕 なされた保険契約と、その後の実質的な用途変更の通知
の懈怠

〔判示事項〕

被保険自動車の用途が「自家用」から「営業用」に変更されたにもかかわらず通知及び承認裏書手続が懈怠された場合には、
保険会社は損害填補の責任を負わない。

〔事実〕

訴外Aは、昭和四三年頃から道路運送法所定の免許を受けていないにもかかわらず、貨物自動車を用い、対価を得て、主に木材を秋田県から東京都方面に運送する事業を営んでおり、昭和四四、五年頃からはBの経営する製材所の注文を受けて木材を運送していた。

ところで、Bは被告Y損害保険会社の代理店でもあるところから、Bの募集により、YとAとの間でAの保有する貨物自動車について、用途を「自家用」とした自動車保険契約が締結されるに至り、保険料も自家用普通貨物自動車としてのそれを徴

（損害賠償請求事件、山形地裁酒田支部判決、
昭五八ワ三三七号、昭和六二・五・二八、
判例時報一二五二号九五頁）

収されていたものである。もちろん、AとBとの右のような関係からすれば、AもBも被保険自動車の用途は実際には「営業用」であることを知悉しながら、「自家用」として契約を締結したものであった。

その後、被保険自動車は、本件旧自動車から本件新自動車へと替えられ、昭和五五年二月二六日には自動車登録上の使用者名義がAからC運輸（道路運送法所定の免許を受けて道路運輸事業を営んでいる）へと、また同登録上の用途も「自家用」から「事業用」へと変更され、その一か月余り後には免許を得てC運輸のために運行されるようになった。この被保険自動車は、本件事故の三、四か月前からCの被用者Dが運転し、主として関東地方一円から新潟県及び宮城県方面を走行していたが、注文者の需要に応じて積荷が多種多様であったことから、Aが主として木材を運んでいたときと比べて、運行地域も積荷の内

容もかなり異なっており、そのため事故発生危険性も高くなっていた。

そして、昭和五年九月一九日、Dの運転する被保険自動車とEの運転する貨物自動車が出形山の国道で正面衝突し、Eが死亡するという事件が発生した。Eの遺族であるXらがCに対し、自賠法三条に基づいて損害賠償訴訟を提起し、勝訴判決を得、自賠責保険から二〇〇〇万円余の損害賠償金を得たが、残余の損害賠償額について、CはAの承諾を得て被保険自動車を使用了または管理している者（いわゆる許諾被保険者―本件約款一章三条一項三号）であり、XとCとの間で損害賠償責任が判決により確定した（同約款一章四條一項一号）として、XがYに対し、直接請求したのが本件である。

予備的請求として、Bは事情を熟知しながら、「営業用」としてではなく、「自家用」として本件保険契約を締結し、またその後、Aから保険契約上の用途の変更手続の依頼を受けたにもかかわらずこれを怠り、その結果用途変更の通知がなされなかったこととされ、このためXらは賠償金の支払を受けられなくなったのであるから、Yに対して保険募集の取締に関する法律一条あるいは民法七一五條により前記賠償金に相当する損害について賠償を請求しようとした。これに対して、Yは、①実質的な用途が重大な変更を受け、危険が増大したにもかかわらず、Yに対して何ら書面による通知及び承認請求がなされたことはないのであるから、支払義務を負わない（約款四章四條、

②本件被保険自動車はAからCに譲渡されていたのであり、この点に関する通知及び承認請求がなされていないから、支払義務はない（同五條）と抗弁した。

〔判旨〕 請求棄却（確定）

主位的請求について

「本件保険契約における被保険自動車である本件新自動車については、単に形式的に自動車登録上の用途が変更されたにとどまらず、これに伴ってその実質的な用途も重大な変更を受け、しかも、これにより事故発生危険性も高くなったと認められるので、Yに対してその旨の書面による通知及び承認請求がなされない以上、Yは右運行に起因して生じた事故による損害を填補する責任を負わないと解すべきである。もっともYの代理店であるBは本件保険契約の締結にあたってAが無免許運送事業を行なっていることを知っていたのであるが、他方、Aも被保険自動車の実際の用途と本件保険契約上の用途が異なることを知っていた上、自家用普通貨物自動車としての保険料しか支払っていなかったのであるから、そもそも被保険自動車が営業のための運行に起因して損害を惹起してもその填補を請求することはできなかったものであり、Aの運行実態についてのBの知情の事実をもって前記の結論を左右することはできないものといわなければならない」

予備的請求について

「Xらは、まず保険募集の取締に関する法律一条を根拠に

損害賠償を請求するが、同条は損害保険代理店が保険契約者に加えた損害について規定しているのであって、本件Xらのような保険の対象となりあるいはなるはずであった事故の被害者等からの請求について規定しているものではないから、Xらが同条に基づいてBの所属保険会社であるYに対して損害賠償を請求することはできないと解すべきである」

「また、Xらは、Yから本件保険契約に基づいて直接前記の各金員の支払を受けられなかったことをもって損害を被ったものと主張するのであるが、右は本来Xらが本件保険契約に基づいてYから保険金の支払を受けられるはずであったことを前提とする立論であるところ、そもそもXらがYから右金員を受け取ることができるのはYが保険契約上の被保険者に対して填補責任を負う場合に限られるのであって、Yが免責される場合にその結果としてXらが右金員の支払を受けられなくてもそれは当然のことであり、これをもって損害を被ったということができないことは明らかである」

〔研究〕

一 損害保険にしる生命保険にしる、その契約締結に当たっては保険外務員あるいは保険代理店が介在してくるのが通常であり、また契約の成立後の危険の変更・増加の場合にもこれらの者がその通知などに関係しているのが現状である。そして、保険外務員、保険代理店は、一般的に成約件数に応じた歩合制などによりその報酬を得ているところから、時として本来引受け

るべきでないような保険契約者と契約を締結し（媒介し）、あるいはその保険料では引受けられるべきでないような保険契約をも成立させてしまい、さらには保険期間の途中で危険の変更や増加にも目をつぶることなどが行なわれてきている。保険に関する判例の中では告知義務違反に関わるものが多いこと、そしてその多くがこうした背景を持つものであり、本件も被保険自動車用途変更の通知義務違反という形で争われているものの、事件の背景は同様であることが指摘される。

二 本件判旨は、被保険自動車の実質的な用途の変更であるから、保険契約者の通知義務の対象であるが、これを欠いているため、保険者は損害填補の責任を負わないものとしている。従来判例においても、自動車の用途の変更が問題となったものがあり、それらはいずれも自家用として保険契約が締結された後に営業用に使用中に事故を起こした事案であり、用途変更の通知がなされていないため、保険者の免責が認められたというものである（東京地判昭和四八・一一・六判時七三五号七九頁、東京高判昭和五〇・二・二七交通民集八巻一号三一頁、旭川地判昭和五七・一〇・二九交通民集一五巻五号一四一五頁、札幌高判昭和五八・一一・二九交通民集一六巻六号一五六一頁）。

ところで、自動車保険も他の損害保険と同様に、予め測定された危険率に応じた保険料を多数の保険契約者が負担し、その拠出された保険料の中から事故に遭遇した被保険者の損害を填

補するというものである。統計上、この危険は被保険自動車の用途、車種、運転者の年齢により大きく異なることが明らかにされており、これに応じて保険料率も算定されることとなる(自動車保険料率算定会企画室・自動車保険論(改訂五版)一九七頁)。保険契約においては、給付の条件成就の蓋然性は保険の引受の重要な動機をなすものであるため、自動車保険の場合の用途は危険の蓋然性に関する重要事実として告知事項となるとともに、契約後の用途の変更であれば保険者の危険負担の条件が変わってくる、したがって従前の保険料では継続できず追加保険料をとるか解除をするということとなるため、通知義務の対象とされることとなる。

このように自動車の用途及びその変更は告知事項でありまた通知義務の対象であって、前述した判例の流れからすれば、本件も通知義務違反の問題としてそこに一事例を追加しただけのように考えられるが、本件の特異性は、従来判例では契約時に被保険自動車は営業用であったか否かには触れられておらず問題ともされなかったのに対し、本件では少なくとも契約時に既に営業用として使用されていたことを認定しているところにある。このことはすなわち、本件では、保険契約の両当事者(と云ってよいかは疑問だが、少なくとも保険代理店の方は)が当初より被保険自動車は営業用であることを知りつつ、保険料の安い自家用として契約を締結したものであるから、本件判旨のいうように通知義務の問題と云ってしまってもよいのか、ある

いは告知義務の問題であるかが疑問となる。

本件約款の定める通知義務にしろまた商法六五六、六五七条にしろ、このような通知義務は、保険者が契約前に保険契約者によって告知された事実により測定した保険料の算定基礎となる危険について、契約成立後の著しい変動に対応するための制度である(大森忠夫・保険法一九三頁以下)。したがって、用途の変更とは、自動車登録が自家用であろうと営業用であろうとを問わず、実質的に判断して業として有償で運送する場合には自家用よりも危険性が高いものと考えられるが、本件では、契約当初からの自動車登録にもかかわらず契約当初からも営業用として使用されていたものと見るべきである。さきにも述べたように、用途変更の通知義務は、契約後の危険の変更・増加に保険者が対応するための制度であって、当初からの危険状態に関するものではない。その意味からすると、本件の被保険自動車の営業用使用は契約締結の際の告知事項とされて然るべき事柄であった。

三 その意味で、判旨の「もつとも」以下が生きてくるとも考えられるが、これが告知義務違反の効果を述べようとするものであれば、問題がある。なるほど保険制度的に考えれば、自家用貨物自動車としての保険料しか支払っていなかったのであるから、営業のための運行に起因して損害を惹起してもその填補を請求しえないということは、他の保険団体の犠牲において利得させてはならないということからすれば当然の帰結のよう

にも思われる。しかし、一方で、法律制度としての保険契約は、保険者と保険契約者の二当事者からなるものとされている。そして、告知義務違反の制度はこの両当事者の主観的態様が考慮されて、その効果が定まるものとされている。このことは取りも直さず、両当事者間の衡平という理念が告知義務違反の根拠とされていることを意味する(倉沢康一郎・告知義務の法的根拠・保険契約の法理二六六頁以下)。制度的な不良危険を排除するということを根拠とするならば、当事者の主観的態様にかわりなく解約・失効が認められるべきであって、こうした考えを基礎とするときには、両当事者の主観的態様によって契約の効果が定まってくるという現行法上の告知義務の制度は理解しえないこととなる。

本件では、被保険自動車の用途は危険の蓋然性に関する事実であるから告知事項に該当し、契約締結の際に保険契約者が不実の事を告げたものであるから告知義務違反を犯したことになる、本来保険者は契約を解除することができることとなるが(商六四四条一項本文)【もしそうであれば判旨のいわんとすることは理解できる】、本件では特に、保険者がその事実を知っていたかどうかの問題とされてくる。すなわち、保険代理店Bの知・不知と保険者Yの知・不知との関わりである。

一般に、損害保険代理店が締約代理権を有するか否か及びその範囲は、保険者と代理店間の代理権授与契約によって定まるものとされている(但し、保険募集の取締に関する法律二条

二項では、損害保険代理店として登録されるためには保険契約の締結の代理権を有することを要件としているので、通常損害保険代理店は締約代理商である)。そして、代理店に契約締結の代理権があるときは、契約締結を判断する前提として危険状態の判断の評価を要するところから、代理店に告知受領権があるものとされ、この場合には、代理店の知・不知は保険者のそれと同視されるといわれている(大森・前掲書一二二頁、西島梅治・保険法(第二版)八〇頁)。こうした考えに従えば、本件における代理店も締約代理商と思われるから、その悪意は保険者の悪意とされ、保険者は保険契約者の告知義務違反を問うことはできないこととなる(現にそれを根拠として判旨に反対するものとして竹濱修・本件判批・商事法務一二四四号四〇頁以下)。

しかし、本来、保険者が意思表示または観念通知を有効に受領するということと、ある事実を知ることとはそれぞれ別個の事柄に属する。事実の知・不知は純粹に事実問題であって、他人のなした行為が本人に対して効果をもたらすかどうかといったような法律的评价の問題ではないから、権限の有無などということは本来問題にならないはずである。当事者の知・不知ということは、現にその当事者が問題の事実を知っていたかいなかったかということに尽きるのであって、仮に他人が知っていたとしても、本人が知らない限り他人の了知という事実が本人の了知と法律的に評価されるといふ事柄ではない。民法

は（二〇一条一項）、他人が法律行為をなした際に、事実の知・不知が意思表示の効力に影響を及ぼすべき場合には、その事実の有無は、意思表示の当事者である代理人につきこれを定めるものとしており、効果の帰属者である本人の知・不知を問題とはしていない。つまり、代理人の知・不知を本人の知・不知と評価するのではなく、代理人の知・不知という事実そのものを法律要件としているのである（倉沢康一郎・危険著増の知・不知と代理権・保険契約法の現代的課題一三六頁以下）。したがって、告知義務違反に基づく契約解除権の発生を意思表示の効力の問題としてとらえるならば、民法一〇一条の趣旨からして代理店が悪意であれば、商法六四四一条一項但書によって保険会社は契約解除をなしえないこととなるが、意思表示の効力とみうるかは問題である。

結局のところ、告知事項にしろ通知義務の対象である危険著増の事実にしる、契約締結の代理権とは離れて（特に危険著増の通知に関しては、保険契約締結後の問題であるから、契約締結時に誰に正当な契約締結の代理権があったかなどは全く問題とならない）、企業（保険者）内のいかなる者の知・不知が、企業の知・不知と社会的に評価されるべきかが問題となるのである。そして、この社会的評価の内容・範囲は、それぞれ法の意図する利益状況に従って異なりうるものとも考えられる（倉沢・前掲書（現代的課題）一五三頁）。

おそらくこれは、保険関係と他の法律関係とで相違するであ

らうし、保険関係の中にあっても、通常の損害保険と責任保険とでは被害者が第三者として登場するということから異なることが予想されるし、さらには責任保険の中でも被害者救済のための自賠償のような制度を別個に有するものとそれを有さないものとも相違があるようにも思えてならない。そして、こうした制度的な相違に加えて、個々の具体的なケースに応じて、補助者の関わり方からも影響を及ぼされるのではないかと考えられる。すなわち、本件のような保険代理店の関与の仕方、事情の知・不知についての社会的評価という点では、むしろ保険者側の補助者としてではなく、保険契約者側の補助者と位置づけることによって、保険者の知・不知の判断には関わりを持たないと考えられるべきであろう。本来「営業用」のものを補助者と意を通じて「自家用」と不実のことを告げた以上、保険者の犠牲ひいては他の保険団体の犠牲において保険契約者が保護される理由はないからである。そうであるとすれば、本件判旨の「もつとも」以下の叙述にも賛同しうることとなる。

四 次に判旨前段部分の通知義務の懈怠について考えてみよう。ところで、現行の自動車保険約款では、保険契約者または被保険者に対し種々の通知義務を課しており、右義務の懈怠があった場合、保険会社が免責されるものとしている。ただ、右義務の懈怠があった場合に常に保険会社の免責が生じてしまうと、その結果、被害者が救済されない場面が増大してしまうところから、約款の規定を制限的に解釈したり、あるいは無効とする

などして、安易に免責、減額を認めないというのが近時の傾向といえる（大阪地判昭和六一・三・二八判タ五九〇号八九頁、最判昭和六二・二・二〇判時一二七号一三四頁）。これに対し、被保険自動車の用途の変更に関する通知は、保険期間の中途において、被保険自動車の用途の変更により危険の変更を生じた場合に、保険者としては速やかにその事実を知り、追加保険料の請求、契約解除等適切な措置を講ずる必要性から規定されたものである。一般に、危険は被保険自動車の用途・車種、運転者の年齢条件等により大きく異なることは統計上明らかであるとされており、これに依じて保険料算定の基礎になる保険料率も大きく異なるとされている。こうしたことからすると、本件は、判旨の述べるように実質的な用途の変更であり、通知義務の対象となるべき危険の著増であったと思われる。判例も用途変更があった場合につき、保険者の免責を認めている（前掲東京地判昭和四八・一一・六、旭川地判昭和五七・一〇・二九）。本件判旨もこうした判例と機を一にするものであるが、前述したように、契約当初から「営業用」であるのに、保険代理店がそれを承知で「家用として」保険契約を締結していたところに他の判例には見ない特殊性が存在する。現に、本件について、「当初の営業用使用を自家用で引き受けたのであれば、後の営業用使用も同様であると解すべきである」とするものもある（竹濱・前掲判批四三頁）。しかし、果してそういういかは疑問である。自動車登録を自家用から営業用に変更した場合は、

その登録変更により被保険自動車は運送事業免許を有する者が保有してはばかることなく有償運送事業を行なうようになるから、右の登録変更それ自体が危険の著増となるものと思われるからである（倉科直文・用途変更の保険免責判批）・新交通事故判例百選一七五頁）。

また問題となるのは、危険の著増を保険者が知っていたかどうかの点である。もし、保険者がすでに危険状態を知っていたとしたら、約款規定にも関わらず、保険契約者に用途変更の通知を求める必要性は存在しないとも考えられ、従って、通知を受けなかったとしても損害填補の責を負うとも考えられるからである。判旨はこの点触れることなく、約款規定に従って通知義務を怠ったからとして、保険者には損害の填補責任はないとしている。この点は、危険著増の場合における商法六五六条および同六五七条の規定が参考となる。商法は、主観的危険増加と客観的危険増加とを分けて、その効果をも別個に規定している。本件は、保険契約者の責に帰すべき危険の増加の事例ともいえるから、商法規定からすれば六五六条に該当する場面であり、保険者側の主観的態様は効果の発生に一切の影響を及ぼすものではなく当然失効である。おそらくこれは、同条の趣旨が危険増加をなした保険契約者に対する制裁にあるからであって、「責に帰さない」場合に保険者側の主観的態様により効果がい異なるものとの対比されうる。同条が契約者への制裁規定であると考えうると、保険者側において本件約款の

ように当然失効ではなく、通知を基準にしてその効果を決することも可能である。なぜなら保険者の保護がこの商法規定の趣旨であるから（大森・前掲書一九四頁）である。【通知がない場合には免責、通知が行なわれたときには、契約の継続を承認し追加保険料の請求をするか（一般条項一一条）、契約を解除するか（一〇条）】

そして、通知を基準として考えうることとなると、ここでも保険代理店の悪意が問題とされなくてはならないように思われる。もし、保険者が危険著増を知っていれば重ねて通知させるべき必要性はないからであり、そのような場合の通知懈怠に重大な効果を認めるべきではないからである。とすると、告知義務で述べた補助者の知・不知が再び問題とされてくる。結論的には、本件の契約締結場面における事情とは異なつて、保険契約者の意に反する保険代理店の用途変更通知の握り潰しによつて保険契約者が不利益を被るべきではないとの利益状況からすると、この場合には保険代理店の悪意は保険者の悪意と社会的に評価されることになるであらう。

それゆえ、免責はないものと考えられる。

社会的評価と言いつつ、状況に応じて補助者の知・不知を保険者側と考えたり、保険契約者側と考えたりすることは、恣意的であるとの疑問がないわけではない。

しかし、従来の考え方が、ともすれば保険契約者の保護のための理論構成↓補助者を常に保険者側に置き、その悪意として

契約を生かす↓であつたのに対し、常に必らず契約を生かすことだけが契約者を保護するものではないとも考えられる。それよりはむしろ、補助者が実質的にはいずれの補助者となつていitかを考えることの方がより客観的であるように思われる。

法は、本来保険団体に加わるべきではなかったものには契約の効果を否定するものであると同時に、それでも保険者側の事情によってはそうしたものも加わることを予定しているからである。

五 最後に、本件については、表見代理の点及び契約の効力自体についても若干疑問が提起されないわけではない。しかし、まず表見代理については、損害保険代理店につき、営業用、自家用と分けてこれが存するならばともかくとして、そうでない以上、権限逾越による表見代理も問題とならないといえようし、また、契約の成立時における効力自体の問題についても、保険契約の類型としては営業用と自家用とで異なるものではないから、あくまでも告知義務ないしは通知義務の問題として考察すれば足るのであらう。

宮島 司